保健だより　４月号

２０２５年４月１５日
潮来高等学校
保健室

入学・進級おめでとうございます。新しい学年が始まりました。新しい環境不安を覚える人、ワクワクしている人、あるいは両方の気持ちの間で揺れ動いている人、様々だと思います。みなさんが元気に歩みだせるよう、保健室から応援しています。

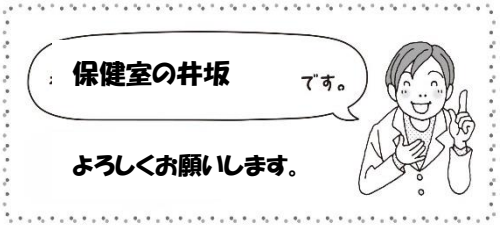

健康診断

※日程です↓↓

日程	検診項目	対象
４月２３日（水）	内科検診（仲沢Ｄｒ）	３年生
４月２４日（木）	内科検診（松岡Ｄｒ）	２年生
５月　２日（金）	体位・視力・聴力測定	全学年
５月１４日（水）	歯科検診	３・２年生
５月１５日（木）	内科検診（大久保Ｄｒ）	１年生
５月１６日（金）	尿検査①	全学年
５月２８日（水）	歯科検診	１年生
５月３０日（金）	尿検査②	対象者
６月３日（火）	心電図・胸部Ｘ線検査	１学年
６月１２日（木）	尿検査③	対象者

※尿検査、心電図・胸部Ｘ線検査の日程については，変更する場合があります。

学校の検診を受けられなかった人は，自費で検査をしなければなりません。欠席しないようにしましょう！

健康診断をするのはなんのため？

●発育・発達をチェックします
●健康状態をチェックします
●病気・異常の早期発見につなげます
健康診断を“自分の体や生活習慣を見直す機会”にしてみてください。

保健室利用のルール

来る前にひとこと

授業担当の先生に一言伝えてから，保健室に来てください。突然いなくなると，先生やクラスメートが心配します。
※なるべく休み時間に利用しましょう。

さわがない

大きな声を出したりさわいだりするのはやめてください。体調が悪くて休んでいる人がつらい思いをしないように配慮をお願いします。

あいさつを忘れずに

入室時はノックやあいさつをしましょう。自分の名前や来室理由を伝えてください。

「保健室の利用」の用紙に記入

来室したら「保健室の利用」の用紙に記入してください。授業時間に利用した場合は，「保健室利用カード」を授業担当または担任の先生に渡してください。

原則１時間まで

保健室で休養できるのは，原則１時間までです。
体調管理をしっかりしましょう！

飲食禁止・スマホ禁止

保健室内では飲食できません。
休養の時は，スマホ使用禁止です。
授業時間ですのでスマホは休養前に預かります。スマホを気にせず、休みましょう。

◆相談がある場合は，声をかけてください。相談室利用を利用することもできます。
◆保健室で行うのは，応急手当だけです。また，病院ではないので，治療をしたり，薬を出したりはできません。
（継続して絆創膏や湿布はお渡しできません。痛みが続く場合は、医療機関を受診してください。）

学校生活の中でケガをしたら，災害給付金を受け取れます

授業中・部活動中・休憩時間・放課後・登下校中・部活の対外試合などの学校生活の中でケガをして病院を受診された場合，日本スポーツ振興センターから災害給付金を受け取ることができます。対象になるケガをしたときは，担任，部活顧問，または養護教諭に伝えてください。手続きに必要な書類を渡します。

※災害給付を受ける権利は，その給付事由が生じた日から２年間行わないときは，時効によって消滅します。

※総医療費が5,０００円（自己負担３割の場合，窓口支払いが１,５００円）以上が対象です。

※毎月２０日までに書類をだしてください。申請し、支払いまでに２～４か月ほどかかります。

出席停止について

学校は集団生活の場であるため，感染症が流行しやすくなります。下記の感染症にかかった場合は，出席停止となります。病院で診断を受けた場合は，学校にご連絡ください。

★出席停止になる主な学校感染症

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後５日を経過し,かつ，解熱した後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ,全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜性菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス	発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後、１日を経過するまで

★場合によっては出席停止になる感染症：溶連菌感染症，感染性胃腸炎，マイコプラズマ感染症，手足口病　など

※保護者と一緒に読んでください。）

出席停止となる感染症と診断され、出席停止期間が終了し学校に登校するときに，『治癒証明書』が必要となります。治癒証明書は保護者の方がご記入いただき、学校まで提出してください。その際，生徒氏名の記載された薬剤の説明書や診療の説明書等，インフルエンザの治療が行われたと分かる書類のコピーを，治癒証明書に添付して提出してもらいます。未提出の場合は，出席停止ではなく，欠席となりますのでご注意ください。『治癒証明書』は学校のホームページからダウンロードできます。